

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

東北電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	251,441	22,433	472,718	△ 7,101	739,490
当連結会計年度変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		125			125
剰余金の配当			△ 19,966		△ 19,966
親会社株主に帰属する当期純利益			46,483		46,483
自己株式の取得				△ 33	△ 33
自己株式の処分			△ 117	347	229
土地再評価差額金の取崩			13		13
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	125	26,413	313	26,853
当連結会計年度末残高	251,441	22,558	499,132	△ 6,788	766,343

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	6,861	△ 1,272	△ 840	684	△ 14,562	△ 9,129	957	67,387	798,705
当連結会計年度変動額									
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									125
剰余金の配当									△ 19,966
親会社株主に帰属する当期純利益									46,483
自己株式の取得									△ 33
自己株式の処分									229
土地再評価差額金の取崩									13
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 3,789	363	△ 13	△ 504	8,896	4,953	56	3,143	8,152
当連結会計年度変動額合計	△ 3,789	363	△ 13	△ 504	8,896	4,953	56	3,143	35,005
当連結会計年度末残高	3,072	△ 908	△ 854	179	△ 5,666	△ 4,176	1,013	70,530	833,711

連結注記表

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

52社（すべての子会社を連結の範囲に含めている）

酒田共同火力発電株式会社、日本海エル・エヌ・ジー株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社ユアテック、東北自然エネルギー株式会社、TDGビジネスサポート株式会社、東日本興業株式会社、東北発電工業株式会社、東北エネルギーサービス株式会社、東北電力エナジートレーディング株式会社、東北天然ガス株式会社

② 東北電力フレンドリー・パートナーズ株式会社は、新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

また、株式会社ユアソーラー蔵王は、当社連結子会社の株式会社ユアテックが株式会社M・Kのすべての株式を取得し名称を変更しており、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

5社

相馬共同火力発電株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社東急パワーサプライ、株式会社シナジアパワー、荒川水力電気株式会社

② 持分法を適用しない関連会社9社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

b. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

③ 重要な引当金の計上基準

災害復旧費用引当金は、東日本大震災及び新潟・福島豪雨により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理することとしている。過去勤務費用は、主として、その発生時に全額を費用処理している。

b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

c. 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

d. 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という）に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、機構に納付する拠出金には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高（当連結会計年度2,691百万円）については、2019年度までの間、各連結会計年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

e. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

（特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更）

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,758百万円減少している。また、当連結会計年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ31,195百万円増加している。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

また、前連結会計年度において、区分掲記していた「流動資産」の「短期投資」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	910,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	330,640百万円
債務履行引受契約による債務の履行を委任した社債	50,000百万円
② 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。	
長期投資	254百万円
③ 一部の連結子会社の資産は借入金の担保に供している。	
水力発電設備	6,540百万円
その他の固定資産	37,343百万円
上記資産を担保としている債務	
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	1,747百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,587,206百万円

(3) 保証債務等

① 社債、借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	59,517百万円
日本原子力発電株式会社	6,760百万円
エムティーファルコンホールディングス	3,527百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	1,433百万円
株式会社バイオマスパワーしずくいし	10百万円
従業員（財形住宅融資）	45百万円
② 取引の履行等に対する保証債務	
サルティージョ発電会社	167百万円
リオブラボーⅡ発電会社	223百万円
リオブラボーⅢ発電会社	450百万円
リオブラボーⅣ発電会社	519百万円
アルタミラⅡ発電会社	556百万円
Diamond LNG Shipping 3 Pte.Ltd.	1,387百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	86百万円
③ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
第441回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	20,000百万円
第448回社債（引受先 株式会社三井住友銀行）	30,000百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式数 502,882,585株

(2) 配当金に関する事項

① 配当金の支払額

a. 2018年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	9,981百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月28日

b. 2018年10月25日の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	9,984百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2018年9月30日
効力発生日	2018年11月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

配当金の総額	9,984百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 811,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業を行うための設備資金や運転資金などを社債発行及び銀行借入などにより調達している。デリバティブ取引は、当社においては、通常業務から発生する債務を対象とし、長期借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ、燃料価格変動リスクを低減することを目的とした燃料価格スワップ等を利用しており、投機目的の取引は行っていない。また、一部の連結子会社においては、余裕資金の効率的な運用のため、元本に影響を及ぼすリスクがない複合金融商品を満期保有目的で利用している。

有価証券は、主として取引先企業の株式や満期保有目的の債券などであり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、主として電灯・電力料などの営業債権であり、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

社債及び長期借入金は、主に設備資金及び償還資金の調達を目的とし、その大部分を固定金利で調達していることから、金利変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、取引先の信用リスクに晒されているが、当該リスクを軽減するため、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき行っており、信用度の高い金融機関のみを取引相手としている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれていない（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
①有価証券（※1）	38,756	38,696	△ 59
②現金及び預金	178,729	178,729	-
③受取手形及び売掛金	232,303	232,303	-
負債			
④社債（※2）	910,120	923,864	13,743
⑤長期借入金（※2）	1,430,322	1,496,139	65,817
⑥支払手形及び買掛金	141,197	141,197	-
デリバティブ取引（※3）	△ 1,259	△ 1,259	-

（※1）①有価証券は、満期保有目的の債券（1年以内に償還予定のものを含む）及びその他有価証券を対象としている。

（※2）④社債及び⑤長期借入金は、1年以内に償還・返済予定のものを含めている。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①有価証券

譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。地方債については、償還額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その他の債券については、取引金融機関から提示された価格によっている。

また、株式については、取引所の価格によっている。

②現金及び預金、並びに③受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

④社債

市場価格をもとに時価を算定している。

⑤長期借入金

固定金利による借入の時価は、元金金の合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映していることから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として記載しており、その時価は、取引金融機関から提示された価格等によっている（下記「デリバティブ取引」参照）。

⑥支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。また、複合金融商品の購入額及び評価損益等については、「①有価証券」に含めて記載している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記「⑤長期借入金」参照）。

(注2) 非上場株式及び出資証券等（連結貸借対照表計上額 146,108百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「①有価証券」には含めていない。

7. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 一株当たり純資産額 | 1,526円66銭 |
| (2) 一株当たり当期純利益 | 93円12銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による一般送配電事業の分割準備会社への承継に係る吸収分割契約の締結)

当社は、2018年9月に公表したとおり、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に伴う一般送配電事業の分社化に向けた検討を行っており、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日（予定）を目的に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって分割準備会社である「東北電力ネットワーク株式会社」（以下、「承継会社」という）に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

東北電力グループを取り巻く環境は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、地域や業種を超えた競争が進展するとともに、電力市場の整備や再生可能エネルギーの導入拡大、デジタルイノベーションの加速など、大きく変化している。

激変する事業環境の中においても、東北電力グループが電力の安定供給などの公益的使命を果たしながら、地域とともに持続的に成長していくため、2017年1月に策定した「東北電力グループ中期経営方針（2017～2020年度）」に基づき、財務基盤の強化や収益拡大に向けた取り組みを進めている。

こうしたなか、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に対応し、東北電力グループのさらなる企業価値向上に向けた組織体制を構築するため、当社は、2020年4月を目的に、一般送配電事業等を分社化し、発電事業及び小売電気事業等を運営する「事業持株会社（東北電力株式会社）」のもとに、100%子会社である「送配電会社（東北電力ネットワーク株式会社）」を配置する体制へ移行する。

事業持株会社（東北電力株式会社）は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うとともに、発電部門・販売部門の連携により総合力を発揮することで、低廉で高品質な総合エネルギーサービスをお客さまに提供し、競争力の強化とさらなる収益性の向上を目指していく。

送配電会社（東北電力ネットワーク株式会社）は、安全確保を最優先に、東北6県及び新潟県における電力の安定供給を果たし、中立性・公平性のより一層の確保と的確かつ質の高いサービス提供に努め、引き続き、地域社会との共栄・お客さまからの信頼の向上を目指していく。

当社は、このような組織体制の構築を通じて、機動的な意思決定のもと、各事業の自律性向上と価値創造力の強化を図るとともに、グループシナジーの発揮によるグループ全体の企業価値向上に努め、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、お客さま、地域社会、そして株主のみなさまの期待に応えていく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年4月1日（予定）

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東北電力ネットワーク株式会社（分割準備会社）を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である東北電力ネットワーク株式会社は、普通株式3,548万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しているが、当該新株予約権及び新株予約権付社債に基づく義務を東北電力ネットワーク株式会社へ移転又は承継しない。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

東北電力ネットワーク株式会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後

に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

- ① 分割する部門の事業内容
一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業
- ② 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
189,541 百万円	2,025,559 百万円	9.4 %

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,844,164 百万円	固定負債	69,934 百万円
流動資産	189,971 百万円	流動負債	297,670 百万円
合計	2,034,136 百万円	合計	367,605 百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
①商号	東北電力株式会社	東北電力ネットワーク株式会社
②所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
③代表者の役職・氏名	取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉	未定
④事業内容	電気事業 等	一般送配電事業、離島における発電事業 等
⑤資本金	251,441百万円	24,000百万円
⑥決算期	3月31日	3月31日

(5) 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。

9. その他の注記

(1) 特別利益

東京電力福島第一原子力発電所における事故に起因する損害のうち、「原町火力発電所の復旧遅延による損害」について、東京電力ホールディングス株式会社との間に締結した合意書に基づく賠償額7,900百万円を受取損害賠償金として特別利益に計上している。

(2) 特別損失

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定した。

この決定に伴い、女川原子力発電所1号機シュラウド取替関連除却工事に係る治具の製作費用等について、他号機への転用の可能性を検討したものの、その見込みがないことから、2,145百万円を女川1号機廃止関連損失として特別損失に計上している。

(3) 原子力特定資産及び原子力廃止関連仮勘定

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう）によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る）を含み、資産除去債務相当資産を除く）の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という）4,180百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く））9,213百万円及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）15,327百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

(4) 総見積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

同承認を受け、同年11月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年12月14日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

(5) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」に準じて作成している。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				海外投資等 損失準備金	繰越利益 剰余金	
当事業年度期首残高	251,441	26,657	62,860	8	297,426	360,295
当事業年度変動額						
剰余金の配当					△ 19,966	△ 19,966
海外投資等損失 準備金の取崩し				△ 2	2	-
当期純利益					40,320	40,320
自己株式の取得						
自己株式の処分					△ 117	△ 117
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)						
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 2	20,238	20,236
当事業年度末残高	251,441	26,657	62,860	6	317,665	380,532

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	△ 7,184	631,210	5,949	△ 1,272	4,677	957	636,845
当事業年度変動額							
剰余金の配当		△ 19,966					△ 19,966
海外投資等損失 準備金の取崩し		-					-
当期純利益		40,320					40,320
自己株式の取得	△ 33	△ 33					△ 33
自己株式の処分	347	229					229
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)			△ 3,637	363	△ 3,273	56	△ 3,217
当事業年度変動額合計	313	20,550	△ 3,637	363	△ 3,273	56	17,332
当事業年度末残高	△ 6,870	651,760	2,312	△ 908	1,403	1,013	654,178

個別注記表

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

長期投資のうち時価のある有価証券は、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

長期投資のうち時価のない有価証券及び関係会社長期投資の有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

② 貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

② 災害復旧費用引当金

東日本大震災及び新潟・福島豪雨により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

② 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という）に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、機構に納付する拠出金には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高（当事業年度2,691百万円）については、2019年度までの間、各事業年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更)

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金

に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,758百万円減少している。また、当事業年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ31,195百万円増加している。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	910,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	330,640百万円
債務履行引受契約による債務の履行を委任した社債	50,000百万円

② 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。	
長期投資	254百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,010,503百万円
--------------------	--------------

(3) 保証債務等

① 社債、借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	59,517百万円
日本原子力発電株式会社	6,760百万円
ソーラーパワー久慈株式会社	261百万円
ソーラーパワー鱒ヶ沢株式会社	63百万円
ソーラーパワー白石株式会社	210百万円
ソーラーパワー久慈成沢株式会社	220百万円
エムティーファルコンホールディングス	3,527百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	1,433百万円
従業員(財形住宅融資)	15百万円

② 取引の履行等に対する保証債務	
サルティージョ発電会社	167百万円
リオブラボーⅡ発電会社	223百万円
リオブラボーⅢ発電会社	450百万円
リオブラボーⅣ発電会社	519百万円
アルタミラⅡ発電会社	556百万円
Diamond LNG Shipping 3 Pte.Ltd.	1,387百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	86百万円

③ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
第441回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	20,000百万円
第448回社債(引受先 株式会社三井住友銀行)	30,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権	12,316百万円
短期金銭債権	20,936百万円
長期金銭債務	5,482百万円
短期金銭債務	57,982百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	専用固定資産	2,547百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	321百万円
	合計額	2,868百万円
熱供給事業	専用固定資産	104百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1百万円
	合計額	105百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
費用	263,084百万円
収益	60,550百万円
営業取引以外の取引高	7,043百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	3,643,599株
--------------------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	37,237百万円
資産除去債務	23,726百万円
繰延収益	22,092百万円
繰越欠損金	2,122百万円
その他	89,985百万円
繰延税金資産小計	175,165百万円
評価性引当額	△ 29,198百万円
繰延税金資産合計	145,966百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 17,172百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 6,827百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,465百万円
その他	△ 2百万円
繰延税金負債合計	△ 25,468百万円
繰延税金資産の純額	120,498百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	T D G ビジネス サポート(株)	所有 直接 100.0	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1. (1)	103,776	関係会社 短期債権	19,061
子会社	東北発電工業(株)	所有 直接 100.0	当社の設備の拡充や 保全のための工事施工	受取配当金 (注) 1. (2)	2,267	-	-
子会社	東北インフォ メーション・ システムズ(株)	所有 直接 100.0	当社情報システムの 開発・運用	受取配当金 (注) 1. (2)	1,563	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、当社調達金利にスプレッドを加え決定している。

(2) 配当金については、子会社の分配可能額から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上、決定している。

9. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額	1,308円32銭
(2) 一株当たり当期純利益	80円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による一般送配電事業の分割準備会社への承継に係る吸収分割契約の締結)

当社は、2018年9月に公表したとおり、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に伴う一般送配電事業の分社化に向けた検討を行っており、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日(予定)を目的に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって分割準備会社である「東北電力ネットワーク株式会社」(以下、「承継会社」という)に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

東北電力グループを取り巻く環境は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、地域や業種を超えた競争が進展するとともに、電力市場の整備や再生可能エネルギーの導入拡大、デジタルイノベーションの加速など、大きく変化している。

激変する事業環境の中においても、東北電力グループが電力の安定供給などの公益的使命を果たしながら、地域とともに持続的に成長していくため、2017年1月に策定した「東北電力グループ中期経営方針(2017～2020年度)」に基づき、財務基盤の強化や収益拡大に向けた取り組みを進めている。

こうしたなか、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に対応し、東北電力グループのさらなる企業価値向上に向けた組織体制を構築するため、当社は、2020年4月を目的に、一般送配電事業等を分社化し、発電事業及び小売電気事業等を運営する「事業持株会社(東北電力株式会社)」のもとに、100%子会社である「送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)」を配置する体制へ移行する。

事業持株会社(東北電力株式会社)は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うとともに、発電部門・販売部門の連携により総合力を発揮することで、低廉で高品質な総合エネルギーサービスをお客さまに提供し、競争力の強化とさらなる収益性の向上を目指していく。

送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)は、安全確保を最優先に、東北6県及び新潟県における電力の安定供給を果たし、中立性・公平性のより一層の確保と的確かつ質の高いサービス提供に努め、引き続き、地域社会との共栄・お客さまからの信頼の向上を目指していく。

当社は、このような組織体制の構築を通じて、機動的な意思決定のもと、各事業の自律性向上と価値創造力の強化を図るとともに、グループシナジーの発揮によるグループ全体の企業価値向上に努め、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、お客さま、地域社会、そして株主のみなさまの期待に応えていく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認時株主総会（当社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年4月1日（予定）

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東北電力ネットワーク株式会社（分割準備会社）を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である東北電力ネットワーク株式会社は、普通株式3,548万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しているが、当該新株予約権及び新株予約権付社債に基づく義務を東北電力ネットワーク株式会社へ移転又は承継しない。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

東北電力ネットワーク株式会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

② 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
189,541 百万円	2,025,559 百万円	9.4 %

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,844,164 百万円	固定負債	69,934 百万円
流動資産	189,971 百万円	流動負債	297,670 百万円
合計	2,034,136 百万円	合計	367,605 百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
①商号	東北電力株式会社	東北電力ネットワーク株式会社
②所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
③代表者の役職・氏名	取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉	未定
④事業内容	電気事業 等	一般送配電事業、離島における発電事業 等
⑤資本金	251,441百万円	24,000百万円
⑥決算期	3月31日	3月31日

(5) 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。

なお、本件吸収分割により、当社の収入及び費用は発電事業、小売電気事業等に係るものを中心となる予定である。

11. その他の注記

(1) 特別利益

東京電力福島第一原子力発電所における事故に起因する損害のうち、「原町火力発電所の復旧遅延による損害」について、東京電力ホールディングス株式会社との間に締結した合意書に基づく賠償額7,900百万円を受取損害賠償金として特別利益に計上している。

(2) 特別損失

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定した。

この決定に伴い、女川原子力発電所1号機シュラウド取替関連除却工事に係る治具の製作費用等について、他号機への転用の可能性を検討したものの、その見込みがないことから、2,145百万円を女川1号廃止関連損失として特別損失に計上している。

(3) 原子力特定資産及び原子力廃止関連仮勘定

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう)によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る)を含み、資産除去債務相当資産を除く)の帳簿価額(以下「原子力特定資産簿価」という)4,180百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る)の帳簿価額を含む)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く))9,213百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,327百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

(4) 総見積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

同承認を受け、同年11月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年12月14日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。